

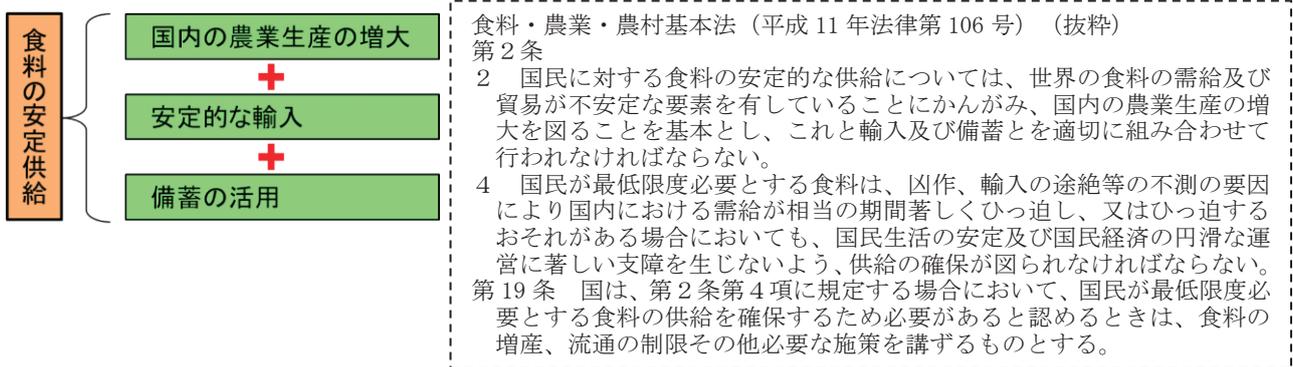
II 食料安定供給

食料安全保障

「食料安全保障」とは、全ての国民が、将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすることで、国の基本的な責務とされています。（農林水産省HP）

このため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）では、以下の図のとおり、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとし、凶作や輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保しなければならないとされています。

法では、不測時における「食料安全保障」に関する規定を設け、不測時において国が必要な施策を講ずることを明らかにしています。



○食料安全保障の強化と法改正の動き

世界的な異常気象、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢に伴う食料生産・供給の不安定化、世界人口の増加に伴う食料需要の増加、国内の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小など、食料・農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

こうした中、政府は、令和4年9月「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(※)」で、食料安全保障の強化と持続可能な成長を推進していくため、制定から20年以上を経過した法の見直しの議論をスタートさせました。その後、食料・農業・農村政策審議会に設置した基本法検証部会における検討を通じ令和5年5月に中間とりまとめを公表、令和5年9月には、法見直しに関する最終とりまとめを決定したところです。

※ 平成25年5月21日、内閣に、総理を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加する農林水産業・地域の活力創造本部を設置。農林水産業の成長産業化及び食料安全保障の強化を推進するための方策を総合的に検討するため、令和4年6月、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組。

令和6年5月29日には、改正食料・農業・農村基本法が成立、その後、6月14日には食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法などの関連法も成立しました。

改正基本法では、国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に位置づけ、これまでの「食料の確保(食料の安定供給)」に加えて、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できるようにする」ことへと、考え方の大きな見直しが行われました。

○本県の食料安全保障の強化に向けた対応

県では、国の食料安全保障の強化や法の見直しの動きを踏まえ、令和5年3月、「ぎふ農業・農村基本計画」の中間見直しを行い、食料安全保障の強化を重点施策として追加しました。

具体的には、約9割を輸入に依存している麦、大豆や、小麦粉の代用品となる米粉用米の生産拡大など「海外からの国内生産への転換」、地産地消県民運動の展開や国外での需要拡大など「食料供給の維持・拡大」、また、スマート農業技術の導入、農地の集積・集約化、農地の大区画化など「これらを支える人材の育成と基盤整備」などに取り組んでいます。

食 料 自 給 率

○国の食料自給率（供給熱量ベース）は 38%

令和 5 年度の国の食料自給率（供給熱量ベース）は 38%と、前年度同となりました。

国は平成 12 年度から都道府県別の食料自給率を試算公表しています。それによると岐阜県の食料自給率（供給熱量ベース）は 26%（令和 4 年度概算値）です。

なお、令和 2 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、位置付けられた「食料国産率※」（供給熱量ベース）について、岐阜県は 33%（令和 4 年度概算値）です。

※食料国産率は、我が国畜産業が輸入飼料を多く用いて高品質な畜産物を生産している実態に着目し、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価する指標。食料自給率が飼料自給率を反映しているのに対し、食料国産率では飼料自給率を反映せずに算出。

食料自給率の推移（供給熱量ベース）

* 概算値

| 年 度 | H12 | H22 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 国 | 40% | 39% | 39% | 38% | 38% | 37% | 38% | 37% | 38% | 38% | 38%* |
| 岐阜県 | 26% | 26% | 25% | 24% | 25% | 24% | 25% | 24% | 25% | 26%* | — |

農林水産省公表資料より作成

参考：食料国産率（供給熱量ベース）の推移

* 概算値

| 年 度 | H12 | H22 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 国 | 48% | 47% | 48% | 46% | 47% | 46% | 46% | 46% | 47% | 47% | 47%* |
| 岐阜県 | — | — | — | — | 32% | 32% | 32% | 32% | 32% | 33%* | — |

農林水産省公表資料より作成

◆食料自給率（供給熱量ベース）

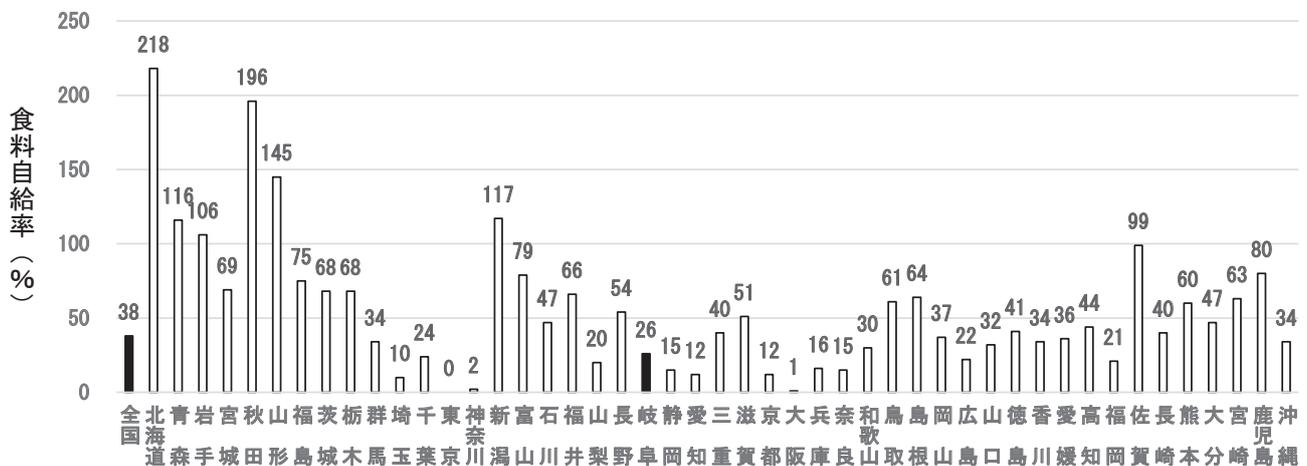
（単位：kcal/人・日）

$$\text{岐阜県の食料自給率 (R4概算値)} = \frac{\text{1人・1日当たりの岐阜県産熱量 (県産農畜水産物で賄われる熱量) ※}}{\text{1人・1日当たりの供給熱量}} = \frac{581}{2,252} = 24.8\%$$

（全国34位）

※分子の1人・1日当たりの岐阜県産熱量には、県外、国外仕向け分（生産量）も含む

都道府県別食料自給率（供給熱量ベース・令和 4 年度概算値）



農林水産省公表資料より作成

農業産出額

○農業産出額は1,263億円、生産農業所得は455億円

農業産出額は、令和5年では1,263億円となり、前年に比べ134億円（11.9%）増加しました。ピークであった昭和59年の1,752億円と比べると、72.1%となっています。

農業産出額の内訳では、野菜、果実、花きなどの園芸特産品目は552億円で全体の43.7%、畜産物は504億円で全体の39.9%、米などの穀類は204億円で全体の16.2%を占めており、園芸と畜産で約8割を占めることが本県農業の特徴です。

品目別にみると、第1位は米で192億円、2位は鶏卵で188億円、3位は肉用牛で123億円です。

令和5年の生産農業所得（農業産出額－物的経費＋補助金等）は455億円で、前年に比べ33億円増加しました。

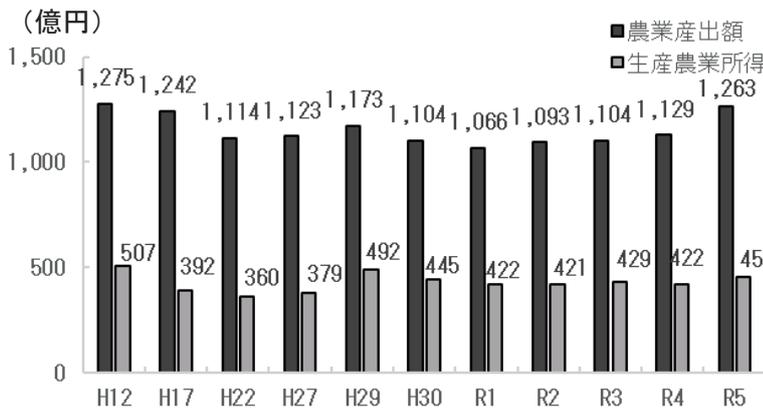
◆農業産出額（令和5年）

（単位：億円）

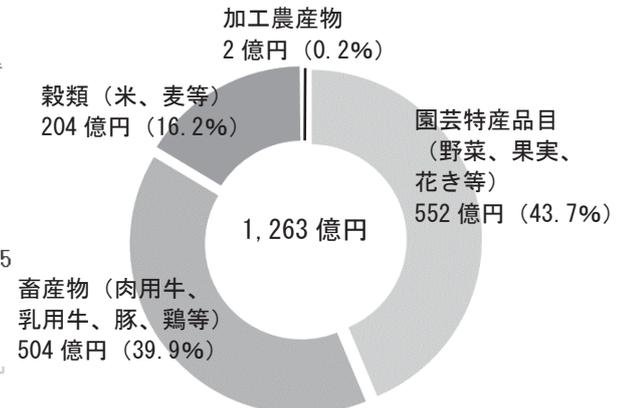
| 合計 (ア+イ+ウ) | 耕種 | | | | | | | | | | |
|---------------|----------|-----|-----|----|----|-----|-----|-------|------------|------------------|-----------|
| | 計 (ア) | 米 | 麦類 | 雑穀 | 豆類 | いも類 | 野菜 | 果実 | 花き | 工芸 農作物 | その他 作物 |
| 1,263 | 757 | 192 | 7 | 0 | 5 | 3 | 421 | 60 | 59 | 3 | 6 |
| | 畜産 | | | | | | | | | 加工 農作物 (ウ) | |
| | 計 (イ) | 肉用牛 | 乳用牛 | 生乳 | 豚 | 鶏 | 鶏卵 | ブロイラー | その他 畜産物 | | |
| | 504 | 123 | 42 | 29 | 95 | 241 | 188 | 24 | 2 | 2 | |

（注）四捨五入により合計が一致しないことがあります。
農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

◆農業産出額・生産農業所得の推移



◆農業産出額の内訳



（注）四捨五入により合計が一致しないことがあります。
農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」より作成

◆農業産出額上位10品目

（単位：億円）

| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|--------|----|-----|----|-----|
| 品目名 | 米 | 鶏卵 | 肉用牛 | 豚 | トマト | ほうれんそう | 生乳 | いちご | かき | ひな |
| 産出額 | 192 | 188 | 123 | 95 | 91 | 59 | 40 | 37 | 35 | 25 |

農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

みどりの食料システム

人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義した「プラネタリー・バウンダリー(注1)」の概念において、農業分野で大きく関係する「種の絶滅の速度」と「窒素・リンの循環」については、すでに不確実性の領域を超え、高リスクの領域となっています。こうした背景の下、国際社会は、経済と環境を両立させる方向に動いており、令和2年5月には、EUが、「ファーム to フォーク戦略(注2)」を発表するなど、今後は「環境」への積極的な対応が国際基準になっていくと考えられます。

国内では、令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、その着実な推進に向け、翌年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」が施行され、県と市町村は共同で基本計画を作成することとされました。

注1 2009年ストックホルム・レジリエンス・センター所長のヨハン・ロックストローム博士が提唱。地球の安定性とレジリエンス(回復力)を維持する上で最も重要な9つのシステムについて、具体的な限界値を設定し評価を行っている。

注2 農場から食卓までという意味を持ち、農家・企業・消費者・自然環境が一体となり、共に公平で健康な食料システムを構築するため、2020年に欧州委員会が掲げた戦略。

○「みどりの食料システム戦略」の概要

国は、食料・農林水産業の生産力向上と生産性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定しました。本戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体での目指す姿として、2040年までの「技術開発目標」と2050年までの「社会実装目標」の2段階の目標を掲げるとともに、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働生産性等の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示しています。

本戦略が目指す姿とKPI(重要業績評価指標)として、例えば、2040年までに、主要な品目について、農業者の多くが取り組むことができるよう次世代有機農業に関する技術を確立することで、2050年までに耕地面積に占める有機農業(国際的に行われている有機農業)の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大することを目指すことなどが掲げられています。

○「岐阜県みどりの食料システム推進計画」の概要

みどりの食料システム法に基づき、全市町村の同意を得て、令和5年3月に策定しました。

【計画期間】令和5年～9年度(必要に応じて中間年で見直し)

【主な取組み】

- ・有機農業拡大に向け、体制整備、研究開発、流通システムづくり等を推進
- ・化学肥料や農薬使用削減に向け、ぎふ清流GAP、堆肥利用を推進
- ・温室効果ガス削減に向け、省エネ設備導入や木質バイオマス利用を促進
- ・省力化に加え、環境負荷低減に資するスマート農業を推進
- ・プラスチック被覆肥料の代替検討や農薬に頼らない防除法等の技術を開発
- ・消費者の理解促進に向け、地産地消運動の展開やSNS等による発信を強化
- ・規格外農産物のフードバンク等への提供による食品ロスの削減

【目標指標】

- ・有機農業：取組面積、指導員育成数
- ・技術導入：グリーンな栽培体系転換地区、IPM技術導入
- ・防除暦のリスク評価、環境に配慮した栽培暦への変更
- ・その他：ぎふ清流GAPの実践率・消費者認知度、地産地消率、人工造林面積